

令和5・6年度八幡浜市製造の請負等一般競争（指名競争） 参加資格審査申請書提出要領

令和5・6年度製造の請負、物品の買入れ、役務の提供その他の契約（建設工事、測量・建設コンサルタント等を除く）の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付を行います。

- 受付期間 令和5年1月4日（水）～令和5年2月3日（金）
※ 土、日曜日及び祝日を除く。
※ 8：30～12：00、13：00～17：15
- 受付場所 〒796-8501
愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市総務企画部財政課 契約検査室契約係
TEL 0894-22-3111（内線 1471・1474）
- 提出方法 原則郵送とします。（郵送の場合は2／3までの消印有効）
（ただし、八幡浜市内に本店のある業者並びに八幡浜市内の支店、営業所等を委任先としている業者（以下「市内業者」という）は、持参してください。）
- 提出部数 1部
- 有効期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日
- 注意事項 ○ 提出書類
市内業者：A4縦黄色紙ファイルで綴じ、表紙及び背表紙に「令和5・6年度入札参加資格審査申請書」と「会社名」を明記し、提出してください。（市内の支店・営業所等を委任先としている場合も同様とします。
市外業者：透明クリアファイルに入れて提出してください。
（紙ファイル等には綴じないでください。）
- 郵送の場合は84円切手を貼付のうえ、宛名（申請者宛）を明記した長形3号封筒を同封してください。（審査終了後、受領書を返送します）

□提出書類

1 提出書類一覧表

★この順番で綴じてください。

○：必ず提出しなければならない書類

△：該当がある場合のみ提出する書類

	市内		市外		備 考
	法人	個人	法人	個人	
入札参加資格申請チェックシート	○	○	○	○	
競争参加資格審査申請書	○	○	○	○	様式第1号～様式第3号
自動車購入に係る競争参加資格関係申請書 (自動車購入での審査を希望される方は併せて提出)	△	△			
消防設備保守点検業務関係申請書 (消防設備保守点検業務での審査を希望される方は併せて提出)	△	△			消防設備点検資格者免状及び消防設備士免状の写しを添付すること
使用印鑑届	○	○	○	○	印鑑証明書(原本)を添付すること
会社又は法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項証明書)	○		○		申請書提出日前3か月以内に発行されたもの(写し可)
委任状	△		△		
営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類	△	△	△	△	許可、認可証等の写し
未納がない旨の証明書(納税証明書)	市税等全税目	○	○	○	各市区町村発行 (申請書提出日前3か月以内に発行されたもの)
	都道府県税全税目 (個人都道府県民税、地方消費税を除く)	○	○	○	都道府県発行 (申請書提出日前3か月以内に発行されたもの)
	法人税	○		○	税務署発行 (申請書提出日前3か月以内に発行されたもの)
	所得税		○	○	
消費税及び地方消費税	○	○	○	○	
個人住民税(市・県民税)の特別徴収を実施していることを確認できる書類等	○	○	○	○	
2年分の決算書(直前決算時のもの)	○	○	○	○	次の原本写し 法人：貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 個人：貸借対照表及び損益計算書若しくは青色申告決算書等
身分証明書(原本)		○		○	市区町村で発行される証明書(申請書提出日前3か月以内に発行されたもの)
誓約書	○	○	○	○	

事業所等所在地見取図・事業所等 写真	○	○			
-----------------------	---	---	--	--	--

2 提出書類に関する注意事項

(1) 申請日等日付

- 特に定めのある場合を除いて提出日現在で記入してください。

(2) 自動車購入に係る競争参加資格関係申請書

- 八幡浜市内に店舗、工場又は事務所を有するもので、自動車購入に係る参加資格について審査を希望される方は、競争参加資格申請書、29の欄に「110・車両類」を記入し、併せて提出してください。

(3) 消防設備保守点検業務関係申請書

- 市内業者で、消防設備保守点検業務に係る参加資格について審査を希望される方は、競争参加資格申請書、29の欄に「309・建物管理等各種保守管理」を記入し、併せて提出してください。

(4) 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類

- 営業種目により、法律上、許可・認可等が必要となっているものは必ず提出してください。

(5) 未納がない旨の証明書（納税証明書）

- 市内業者

※ 市内業者とは八幡浜市内の支店、営業所等を委任先としている業者を含みます。

① 個人事業者の場合

- ア 申告所得税、消費税及び地方消費税〔税務署発行〕（写し可）
- イ 愛媛県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く）〔南予地方局八幡浜支局税務室発行〕（写し可）
- ウ 八幡浜市が課税する全ての税（原本）

※ ウについては、代表者（個人）の分を提出すること。なお、証明書は申請日より3か月以内のものとする。

② 法人の場合

- ア 法人税、消費税及び地方消費税〔税務署発行〕（写し可）
- イ 愛媛県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く）〔南予地方局八幡浜支局税務室発行〕（写し可）
- ウ 八幡浜市が課税する全ての税（原本）

※ ウについては、法人（会社）、代表者（個人）及び市内に

住所を有する監査役を含む役員全員（それぞれ個人）の分を提出すること。なお、証明書は申請日より3か月以内のものとする。

③ 代表者（個人）の納税証明書

代表者が市外に住所を有する場合は、その住所地の市区町村における未納がない証明書を提出して下さい。

○ 市外業者 **※上記市内業者以外の業者**

① 個人事業者の場合

ア 申告所得税、消費税及び地方消費税〔税務署発行〕（写し可）

イ 都道府県が課税する全ての都道府県税（個人県民税及び地方消費税を除く）〔都道府県税務課発行〕（写し可）

ウ 市区町村が課税する全ての税（写し可）

※ ウについては、代表者（個人）の分を提出すること。

② 法人の場合

ア 法人税、消費税及び地方消費税〔税務署発行〕（写し可）

イ 本店の所在する都道府県が課税する全ての都道府県税（個人県民税及び地方消費税を除く）〔都道府県税務課発行〕（写し可）

ウ 本店の所在する市区町村が課税する全ての税（写し可）

(8) 個人住民税（市・県民税）の特別徴収を実施していることを確認できる書類等

① 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在し、特別徴収を実施している事業者

令和4年度給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し等、実施を確認できる書類を提出してください。

② 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在するが、特別徴収を実施していない事業者

税務課で特別徴収への切替え手続きを行い、手続きが完了していることを確認できる書類を添付してください。

③ 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在しない事業者

個人住民税特別徴収実施誓約書（別紙様式）を提出してください。

(9) 身分証明書（個人事業者のみ・原本）

- 市区町村が発行する次のことを証明する書類
 - ・ 禁治産者又は準禁治産者の宣告の通知を受けていない。
 - ・ 後見の登記の通知を受けていない。
 - ・ 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。
- (10) 事業所等所在地見取図
 - ① 住宅地図の写しを貼り付けてください。(インターネットの出力地図を使用する場合、所在地周辺の道路や目印等が確認できるものを貼り付けてください。) なお、複製については著作権が適用されますので、確認のうえ使用してください。
 - ② 事業所等所在地にマーカーで印を付けてください。
- (11) 事業所等写真
 - ① 申請書作成時に撮影したものを貼り付けてください。
 - ② 事業所等所在地見取図(地図)で示した事業所の外部(看板を含む建物の全景)のカラー写真を貼り付けてください。
 - ③ エクセル形式で入力する場合は、デジタルカメラ等の画像を貼り付けてもかまいませんが、カラー印刷で鮮明なものに限ります。

3 その他

未納が無い旨の証明書(納税証明書)について、令和5・6年度申請に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税(徴収)猶予の適用を受けた事業者は納税(徴収)猶予許可通知書(写し)等を提出することで申請可能とします。

※ 上記の他、必要となる提出書類がある場合がありますので、該当する業者は担当へお問い合わせください。

4 令和5・6年度八幡浜市一般競争(指名競争)参加資格審査申請における「個人住民税(市・県民税)の特別徴収」に関するお知らせ

八幡浜市の一般競争(指名競争)参加資格審査申請(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、製造の請負・物品の買入れ・役務の提供その他の契約)に個人住民税(市・県民税)の特別徴収の実施が必要です。

※個人住民税の特別徴収とは、給与の支払者である事業者が、毎月の給与の

支払いをする際に、市から送付された「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に基づき、従業員の個人住民税を給与天引き（特別徴収）して、翌月の10日までにその月の合計税額を市に納入していただく制度です。

(1) 開始時期

平成27・28年度以降の八幡浜市一般競争（指名競争）参加資格審査から適用しています。

(2) 対象

八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在する事業者（法人、個人事業主）が対象になります。

ただし、八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在しない場合においても、今後八幡浜市に納税義務のある従業員を雇用した場合、特別徴収を実施するという誓約書を提出していただきます。

(3) 提出書類

①八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在し、特別徴収を実施している事業者

令和4年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し等、実施を確認できる書類を提出してください。

また、電子納税を行っている業者は、個人住民税（市・県民税）特別徴収実施確認書を提出して下さい。

②八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在するが、特別徴収を実施していない事業者

税務課で特別徴収への切替え手続きを行い、手続きが完了していることを確認できる書類を添付してください。

③八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在しない事業者

個人住民税特別徴収実施誓約書（別紙様式）を提出してください。

※ 全事業者（市内業者・市外業者）提出が必要です。